電気料金種別定義書
【ニトリでんき】

株式会社テラス

目次

I.　総則 2
1.　適用 2
2.　実施期日..... 2
3.　定義 2
II.　契約種別および電気料金..... 2
4.　契約種別..... 2
5.　ニトリでんき A（関西、中国、四国）および B（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州） 3
6.　ニトリでんき C（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州） 4
適用範囲 4
III.　契約の変更..... 5
7.　契約容量の変更..... 5
8.　本定義書の変更および廃止..... 5
9.　燃料費調整..... 17
(1)　燃料費調整額の算定..... 17
(2)　基準単価 20

I.　総則

1. 適用

(1) 電気料金種別定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

(2) 本定義書は、沖縄県および離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります)を除いた日本全国に適用します。

(3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2018年1月26日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II.　契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力管内、東北電力管内、東京電力管内、中部電力管内、北陸電力管内、九州電力管内	ニトリでんき B（北海道）
		ニトリでんき C（北海道）
		ニトリでんき B（東北）
		ニトリでんき C（東北）
		ニトリでんき B（東京）
		ニトリでんき C（東京）
		ニトリでんき B（中部）
		ニトリでんき C（中部）
		ニトリでんき B（北陸）
		ニトリでんき C（北陸）

		ニトリでんき B（九州） ニトリでんき C（九州）
	関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内	ニトリでんき A（関西） ニトリでんき C（関西） ニトリでんき A（中国） ニトリでんき C（中国） ニトリでんき A（四国） ニトリでんき C（四国）

5. ニトリでんき A（関西、中国、四国）および B（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大容量（以下、最大需要容量といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

	ロ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	ハ 最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。 ニ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表１のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

6. ニトリでんき Ｃ（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）

適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

⑵ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧ボルト（ボルト）} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表１のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

III.　契約の変更

7. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

(3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表１

１、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	ニトリでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	34.15円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	33.65円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	34.15円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	33.65円

２、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	ニトリでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	31.39円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	30.99円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	31.39円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	30.99円

３、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	にとりでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	31.05円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	30.65円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	31.05円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	30.65円

４、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	ニトリでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	32.05円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	31.65円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	32.05円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	31.65円

５、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	ニトリでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	24.95円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	24.65円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	24.95円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	24.65円

６、ニトリでんき A・C（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき A	ニトリでんき C
最低月額料金	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（1～300kWh）	26.68円
従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（301kWh～）	26.28円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	26.68円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	26.28円

7、ニトリでんき A・C（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき A	ニトリでんき C
最低月額料金	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（1～300kWh）	28.59円
従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（301kWh～）	28.19円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	28.59円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	28.19円

８、ニトリでんき A・C（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき A	ニトリでんき C
最低月額料金	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（1～300kWh）	28.77円
従量料金単価（ニトリでんきA）	1kWh毎（301kWh～）	28.37円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	28.77円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	28.37円

９、ニトリでんき Ｂ・Ｃ（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ニトリでんき Ｂ	ニトリでんき Ｃ
10A毎（※） ※30A,40A,50A,60A	0円00銭	－
1kVA毎	－	0円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（1～300kWh）	27.98円
従量料金単価（ニトリでんきB）	1kWh毎（301kWh～）	27.58円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（1～300kWh）	27.98円
従量料金単価（ニトリでんきC）	1kWh毎（301kWh～）	27.58円

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均 燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、およびγは、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

ニトリでんき B（北海道） ニトリでんき C（北海道）	α＝0.4699	－	Γ＝0.7879
ニトリでんき B（東北） ニトリでんき C（東北）	α＝0.1152	β＝0.2714	Γ＝0.7386
ニトリでんき B（東京） ニトリでんき C（東京）	α＝0.1970	β＝0.4435	Γ＝0.2512
ニトリでんき B（中部） ニトリでんき C（中部）	α＝0.0275	β＝0.4792	Γ＝0.4275
ニトリでんき B（北陸） ニトリでんき C（北陸）	α＝0.2303	－	Γ＝1.1441
ニトリでんき A（関西） ニトリでんき C（関西）	α＝0.0140	β＝0.3483	Γ＝0.7227
ニトリでんき A（中国） ニトリでんき C（中国）	α＝0.1543	β＝0.1322	Γ＝0.9761
ニトリでんき A（四国） ニトリでんき C（四国）	α＝0.2104	β＝0.0541	Γ＝1.0588
ニトリでんき B（九州） ニトリでんき C（九州）	α＝0.0053	β＝0.1861	Γ＝1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は1　銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ﾆ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ﾆ)基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ﾛ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格
ニトリでんきB(北海道) ニトリでんきC(北海道)	37,200 円
ニトリでんきB(東北) ニトリでんきC(東北)	31,400 円
ニトリでんきB(東京) ニトリでんきC(東京)	44,200 円
ニトリでんきB(中部) ニトリでんきC(中部)	45,900 円
ニトリでんきB(北陸) ニトリでんきC(北陸)	21,900 円
ニトリでんきA(関西) ニトリでんきC(関西)	27,100 円
ニトリでんきA(中国) ニトリでんきC(中国)	26,000 円
ニトリでんきA(四国) ニトリでんきC(四国)	26,000 円
ニトリでんきB(九州) ニトリでんきC(九州)	27,400 円

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ニトリでんき B（北海道） ニトリでんき C（北海道）	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
ニトリでんき B（東北） ニトリでんき C（東北）	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘
ニトリでんき B（東京） ニトリでんき C（東京）	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
ニトリでんき B（中部） ニトリでんき C（中部）	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
ニトリでんき B（北陸） ニトリでんき C（北陸）	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
ニトリでんき A（関西） ニトリでんき C（関西）	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
ニトリでんき A（中国） ニトリでんき C（中国）	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
ニトリでんき A（四国） ニトリでんき C（四国）	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
ニトリでんき B（九州） ニトリでんき C（九州）	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

制定日：2018年1月26日
改定日：2026年11月1日